

ニセコ町特定用途制限地域における建築物等の制限

に関する条例施行規則

平成21年6月26日 規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、ニセコ町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成21年ニセコ町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による許可（以下「特例許可」という。）を受けようとする者は、特例許可申請書（別記様式第1号）に、建築確認申請書に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 条例第7条において準用する条例第4条第1項の規定による特例許可を受けようとする者は、特例許可申請書（別記様式第1号を準用）に、建築確認申請書に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(許可等の通知)

第3条 町長は、特例許可をしたときは、特例許可通知書（別記様式第2号）に、第2条第1項又は第2項の申請書の写しを添えて、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、特例許可をしないときは、特例許可をしない旨の通知書（別記様式第3号）に、第2条第1項又は第2項の申請書の写しを添えて、当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条第1項及び第2項関係）

特例許可申請書

（第一面）

ニセコ町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する（条例第7条において準用する）条例第4条第1項ただし書の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

ニセコ町長 様

年 月 日

申請者氏名

印

1 申請者			
(1) 氏名のフリガナ			
(2) 氏名			
(3) 郵便番号			
(4) 住所			
(5) 電話番号			
2 設計者			
(1) 資格 ()建築士 ()登録第 号			
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名()建築士事務所()知事登録第 号			
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
3 建築物及びその敷地の概要			
(1) 地名地番			
(2) 敷地面積			
(3) 建築面積 (建蔽率 %)			
(4) のべ面積 (容積率 %)			
(5) 主要用途			
(6) 条例第4条第1項に該当する用途及びその面積			
※受付欄	年 月 日	第 号	係員 印
※許可番号欄	年 月 日	第 号	係員 印
※ニセコ町都市計画審議会欄	開催年月日： 年 月 日		
意見：			
※その他の意見欄			

(注意)

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 規則第2条第2項による工作物による特例許可申請書とする場合は、建築物を工作物と読み替えて作成すること。
- ③ 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ④ 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を記入してください。
- ⑥ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦ ※印のある欄は記入しないでください。
- ⑧ 3欄の(4)の延べ面積及び容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から地階部分(天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分)の床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)を除いた面積とします。
- ⑨ 3欄の(5)は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入し
たうえて、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。

別記様式第2号(第3条第1項関係)

特例許可通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

ニセコ町長 印

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、ニセコ町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第4条第1項ただし書の規定による許可をいたしましたので通知します。

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

別記様式第3号(第3条第2項関係)

特例許可をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

ニセコ町長 印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由によりニセコ町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第4条第1項ただし書の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にニセコ町長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てを行うことができなくなります。)

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、ニセコ町を被告として(訴訟においてニセコ町を代表する者はニセコ町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

(理由)